

避難所収容人数算定等業務委託仕様書

【姫路市】

第1章 総則

1 業務名称

避難所収容人数算定等業務委託

2 適用

避難所収容人数算定等業務委託仕様書（以下「本仕様書」という。）は、姫路市（以下「甲」という。）が実施する避難所収容人数算定等業務（以下「本業務」という。）を受注者（以下「乙」という。）が実施する際の諸条件について、定めるものとする。

3 業務目的

今後、甲における小中学校の統廃合をはじめ、公共施設等の最適化を進める中で、指定避難所の収容可能人数の減少や偏在が想定される。

これらの課題に対応するため、本業務において、甲における指定避難所の現状と各種災害時の想定避難者数の概数を把握し、令和9年度に予定している避難所の環境改善や在宅避難、車中泊避難等、避難所外避難者への支援の必要性など、甲における避難のあり方を検討する基礎資料とすることを目的とする。

4 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 業務概要

避難所ごとにスフィア基準を考慮した場合の想定レイアウトを作成し、最大収容人員（避難所生活者数）を算定する。

また、校区ごとの想定避難者数を算定する。

6 業務委託者

姫路市

第2章 一般事項

1 適用範囲

本仕様書は、本業務に適用する。乙は、本仕様書に定めのない事項のうち、本業務の遂行に当たり必要と考えられるものについては、甲へ提案し甲と乙が協議の上、これを決定し行うものとする。

2 業務項目

本業務に係る項目は、本仕様書及び甲の契約約款によるものとする。

3 業務管理

- (1) 乙は、本業務に着手したときは、遅滞なく委託業務着手届を甲に提出するものとする。
- (2) 乙は、本業務の全般にわたる業務進捗管理を行わせるため、業務担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出により甲に通知するものとする。
- (3) 乙は、必要に応じ、甲と防災センターにおいて、進捗状況を適宜報告し、協議又は打合せ

を行うものとする。ただし、WEBによる会議も可能とする。

4 提出書類

乙は、本業務の着手及び完了に際し、本仕様書及び甲の契約約款に定める書類の提出を行うものとする。

5 守秘義務

- (1) 乙は、本業務により知り得た情報については、甲の許可なく外部に公表してはならない。また、委託業務が完了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 乙は、本業務により知り得た甲や関係する機関の機密事項について、適切に管理する体制を確立しなければならない。

6 検査

- (1) 乙は、契約書の規定に基づき、委託業務完了届を甲に提出する際には、義務付けられた資料の整備を全て完了し、甲に提出しなければならない。
- (2) 甲は、受託者の業務担当責任者の立会いの上、業務等成果品の検査を行うものとする。

7 その他

- (1) 成果品及び資料等（以下「成果品等」という。）について、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、所有権等、その他の一切の権利は甲に帰属するものとし、甲の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また、成果品等の著作権人格権について、乙は将来にわたり行使しないこと。
- (2) 成果品等に使用する写真、イラスト等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は、乙の責任において行うこと。
- (3) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないように十分留意すること。成果品等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、乙は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ甲に何らかの損害を与えたときは、その損害を補償するものとする。
- (4) 本業務の全部を一括して再委託することは認めない。ただし、業務の一部を委託する場合については、甲の書面による承諾を得るものとする。
- (5) 乙は、本業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。
- (6) 委託料は、委託業務完了届の提出後に支払うものとする。
- (7) 本件契約に関する契約保証金については、姫路市契約規則（昭和 62 年姫路市規則第 29 号）の規定を適用する。
- (8) 本仕様書について疑義等が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議を行い、対応を決定すること。

第 3 章 業務内容等

1 調査項目

- (1) 調査対象の避難所とその数
指定避難所 250 ヶ所（令和 8 年 4 月 1 日現在）

- ※ 敷地内全棟について調査することを原則とする。
- ※ 調査に必要な指定避難所の図面（紙又はデータ）は発注者から提供する。

(2) 算定の考え方

以下を踏まえて避難所ごと（敷地内に複数棟ある場合は棟ごと、複数階ある場合は階ごと）に最大収容人員を算定すること。

ア 居室ごとに居住スペースの面積を算定し、想定レイアウトを作成の上、最大収容人員を算定すること。

想定レイアウトについては以下の条件を基に作成すること。

- ・ 1人当たり居住スペースは3.5㎡（2.0m×1.75m）とする。
- ・ 幅員は車いすがすれ違える1.6mの通路とする。

※ 補助的な通路が必要な場合の幅員は1mとする。

イ 居住スペースの他に、以下の部屋又はスペースを示すこと。

- ・ 建物出入口付近に受付スペース
- ・ 男女別の更衣室
- ・ 物資・食料等の受入・配布場所
- ・ 要配慮者等の部屋（居住スペースと別の部屋、階、棟で検討）

(3) 校区ごとの想定避難者数を算定する。

甲が公表しているハザードマップを参考に、洪水・高潮における浸水想定区域内または土砂災害警戒区域等内に位置する想定被害家屋数及び想定避難者数を校区ごとに算定すること。

2 スケジュール案

乙は、本業務の実施に当たり、下記に示す工程を踏まえ、作業を行うものとする。

（作業工程）

令和8年

- ・ 9月 中間報告

※ 全体の約半数の避難所の該当作業を完了させ報告すること。

令和9年

- ・ 3月 最終報告

第4章 納入成果品等

1 納入成果品

本業務における成果品は、下記のとおりとする。ただし、納入成果品の仕様や部数、頁数等は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

- ・ 指定避難所の棟、階、居室ごとの面積、収容人員を記載した一覧表（エクセル）
- ・ 算定時に作成した避難所ごとの想定レイアウト図（エクセル、ワード、パワーポイント）
- ・ 校区ごと、災害（洪水、土砂災害、高潮）ごとの想定被害家屋数及び想定避難者数を記載した一覧表（エクセル）
- ・ 本業務の成果の概要版
- ・ その他、甲が指定する必要書類

2 納入場所

姫路市三左衛門堀西の町3番地

姫路市防災センター5階「姫路市政策局危機管理室」

3 納期

「第1章 総則 4 業務期間」と同じ

4 問合せ先

〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町3番地

姫路市政策局危機管理室 危機対策担当

電 話 (079) 223-9593

ファックス (079) 223-9541

メー ル kikikanri@city.himeji.lg.jp